

議案第24号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例

三田市障害児療育センター条例（平成9年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第6条第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第2号中「法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣」を「法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。